

## 札幌市障害者活躍推進計画（令和7年3月改訂）

機関名	札幌市（市長部局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会）
任命権者	札幌市長、札幌市選挙管理委員会委員長、札幌市代表監査委員、札幌市人事委員会委員長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	<p>札幌市の市長部局において、令和6年度現在、法定雇用率は達成しているものの、法定雇用率が上昇していることから、これまで以上に採用活動を促進するとともに、合理的配慮実施による働きやすい環境づくりなどの職場定着の取組を行っていく必要がある。</p> <p>そのため、本活躍推進計画期間中においても法定雇用率の達成を目指すとともに、採用した障がいのある職員の活躍のために、以下のとおり、さらなる体制整備や各種取組の推進を図る。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p> <p>&lt;市長部局以外&gt; 障がい者雇用の推進に関する理解を促進する。</p>
② 定着に関する目標	<p>障がいを理由とした差別的な対応を受けたことや、合理的配慮を適切に受けることができなかったことなどによる不本意な離職者を生じさせない。</p> <p>※毎年の任免状況通報時に定着率を把握する。</p>
取組内容	
1. 障がいのある職員の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者雇用推進者として総務局職員部人事課長を選任する（選任済）。</li> <li>○障害者職業生活相談員として、総務局職員部人事課人事係長を選任する（選任済）。</li> <li>○障がいに関する理解促進・啓発のため、障がいのある職員が配属されている部署の管理監督者等を対象に、年に1回以上、外部機関の専門家を講師とした講習会を開催する。</li> <li>○新任の役職者に向けた内部研修において、障がい者雇用や合理的配慮などについての講義を行う。</li> <li>○全職員向けに障がいのある方への差別防止や合理的配慮、障がい者雇用の理解促進に関する研修を行う。</li> <li>○障がいのある職員が合理的配慮などについて職場での改善を求める相談窓口を設置し、職員に周知する。</li> </ul> <p>&lt;市長部局以外&gt; 障害者雇用推進者を選任し、障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障がいのある職員の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>○採用前に障がいのある方の障がい特性や能力、希望を十分に把握するための面談を実施する。</li> <li>○採用後は所属長が自己申告時等の面談などの定期的な面談を通じて、障がいのある職員が業務の適切なマッチングができているかの点検を行い必要に応じて検討を行う。</li> </ul> <p>&lt;市長部局以外&gt; 障がいのある職員が在籍した場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p>

<p>3. 障がいのある職員の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○相談窓口への相談のほか、面談の際、障がいのある職員に対しては、職場環境や通院、働き方、キャリア形成等に関し必要な配慮の有無を話し合い、その結果を踏まえて検討し、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障がいのある職員からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用にあたっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul> <p>&lt;市長部局以外&gt;</p> <p>相当期間職員を採用しないことが確実に見込まれるが、障がいのある職員が在籍した場合は、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p>
<p>4. その他</p>	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がいのある方の活躍の場の拡大を推進する。</p> <p>○採用前から障がいのある職員への支援だけでなく、中途障がい者（在職中に疾病・事故等により障がいのある職員となった者をいう。）についても、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境等の整備や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p>